

補正制度、分割出願制度等の見直しについて（案）

補正制度、及び分割出願制度の見直し（一次審査後の補正の範囲の制限、分割出願の時期的制限の緩和）については、「推進計画」、「特許戦略計画」においても指摘されている通り、特許審査の迅速化等の観点から積極的に検討すべき重要課題である。

当WGでは、第2回会合においてこれらの課題についてさまざまな観点から討議を行ったところであるが、その際、幾つかの新たな検討課題が指摘され、また、第2回WG終了後にも各委員から更に検討すべき課題が寄せられている（参考資料1）。

具体的には、例えば、一次審査後の補正の範囲の制限に関し、
単一性違反の補正に対しては追加サーチ料を徴収する制度、
等についても検討すべきとの指摘があり、また、分割出願の時期的制限の緩和に関して、

同一発明についての出願分割の可能化（併せて、原出願の特許と分割出願の特許の個別の権利移転の禁止）
分割制度の悪用の防止、
米国のCIP出願制度の導入、或いは国内優先権制度の期間の延長
等についても検討すべきとの指摘がある。

これらの課題は、いずれも制度の根幹にも関わる重要な課題であるため、諸外国の制度を参考としながら、庁内外の実務への影響を含めて慎重に検討する必要がある。

更に、一次審査後の補正の範囲の制限に関しては、出願の単一性要件（特許法第37条）についての改正を行ったばかりであり、当該条文がまだ施行されていない（施行日は平成16年1月1日）ことから、出願の単一性要件の運用の方向（出願の単一性に関する新しい審査基準の内容）を見極めつつ検討を行うことも必要と考

えられる。

また、分割の時期的制限の緩和に当たっては、第三者の監視負担軽減の観点から、出願が分割されたことが速やかに確認できるような環境の整備に関しても、合わせて検討すべきと考えられる。

以上のことから、当WGにおいては、今後、一次審査後の補正の範囲の制限、及び分割出願の時期的制限の緩和に加え、以上の検討課題等、各委員から寄せられた新たな検討課題についても今後引き続き検討を行い、制度改正の方向性について一定の結論を得ることとする。